

(平 17. 5. 13)
(総 28 — 2)

平 成 1 7 年 度

税制改正関係法律案要綱等

(第 162 回 国 会)

目 次

一 税制改正に関する法律案要綱等

(一) 国税関係

1. 法律案要綱

所得税法等の一部を改正する法律案要綱

[平17.2.4 閣議決定] 1

2. 政令案要綱

(1) 所得税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平17.3.29 閣議決定] 21

(2) 法人税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平17.3.29 閣議決定] 23

(3) 相続税法施行令及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

[平17.3.29 閣議決定] 25

(4) 登録免許税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平17.3.29 閣議決定] 26

(5) 消費税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平17.3.29 閣議決定] 27

(6) 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平17.3.29 閣議決定] 28

(7) 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

[平17.3.29 閣議決定] 33

3. 附帯決議

(1) 所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平17.3.2 衆議院財務金融委員会] 34

(2) 所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平17.3.28 参議院財政金融委員会] 35

(二) 地方税関係

1. 法律案要綱

地方税法等の一部を改正する法律案要綱

[平17.2.8 閣議決定] 36

2. 政令案要綱

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令
の整備等に関する政令案要綱

[平17.3.29 閣議決定] 57

3. 附帯決議

(1) 地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平17.3.8 衆議院総務委員会] 64

(2) 地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平17.3.17 参議院総務委員会] 65

(参考)

1. 平成16年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及
び法人税の臨時特例に関する法律案要綱

[平17.2.8 衆議院財務金融委員会] 66

2. 平成16年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及
び法人税の臨時特例に関する法律施行令案要綱

[平17.2.10 閣議決定] 67

二 税制改正関係法律案等の審議経過

[第162回国会(通常国会)] 68

[第161回国会(臨時国会)] 69

一 税制改正に関する法律案要綱

(一) 国税関係

1. 法律案要綱

所得税法等の一部を改正する法律案要綱

[平成17. 2. 4 閣議決定]

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、定率減税を縮減するとともに、金融・証券税制、国際課税、中小企業関係税制等について適切な措置を講ずることとし、次により所得税法等の一部を改正することとする。

一 所得税法の一部改正（第1条関係）

- 1 寄付金控除の控除対象限度額を総所得金額等の100分の30相当額（現行100分の25相当額）に引き上げることとする。（所得税法第78条関係）
- 2 国民年金の保険料等に係る社会保険料控除の適用について、当該保険料等の支払をした旨を証する書類を、確定申告書に添付等をし、又は年末調整の際に提出等をしなければならないこととする。（所得税法第120条、第196条関係）
- 3 内国法人に係る所得税の課税標準の範囲に、外国通貨で表示された預貯金でその元本及び利子をあらかじめ約定した率により他の外国通貨に換算して支払うこととされているものの一定の差益を加えることとする。（所得税法第174条関係）

（注）上記の改正は、平成18年1月1日以後に預入をする預貯金で同日以後に支払を受けるべき差益について適用する。（附則第7条関係）

- 4 外国税額控除の適用を受けた年の翌年以後にその適用を受けた外国所得税の額が減額された場合のその減額されることとなった日の属する年における所得金額の計算及び外国税額控除の適用に関する規定の整備を行うこととする。（所得税法第44条の2、第95条関係）

（注）上記の改正は、平成17年4月1日以後に外国所得税の額が減額される場合について適用する。（附則第4条、第5条関係）

- 5 国内において民法に規定する組合契約その他これに類する契約に基づいて行う事業から生ずる利益でその組合員である非居住者又は外国法人がその契約に基づいて配分を受ける一定のものについて、20%の税率により源泉徴収を行うとともに

に、その支払に関する調書制度の整備その他所要の整備を行うこととする。（所得税法第7条、第161条、第178条、第180条、第212条、第214条、第225条関係）

（注）上記の改正は、平成17年4月1日以後に開始する組合契約に定める計算期間において生ずる利益について適用する。（附則第3条関係）

6 有限責任事業組合契約に関する法律の制定に伴い、有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書の提出制度等の整備を図ることとする。（所得税法第227条の2、第228条の3関係）

7 支払調書等の提出の特例について、一定の要件の下で、光ディスクによる提出ができることとする。（所得税法第228条の3関係）

（注）上記の提出は、平成17年9月1日以後に行うものについて適用する。（附則第9条関係）

8 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 法人税法の一部改正（第2条関係）

1 民事再生法の再生計画認可の決定等があった場合において、債務者である法人について、次の措置を講ずることとする。

(1) その有する資産の評価益の額又は評価損の額を益金の額又は損金の額に算入する。（法人税法第25条、第33条関係）

(2) 上記(1)の適用を受ける場合には、欠損金額の損金算入について青色欠損金額等以外の欠損金額（債務免除益等の額に達するまでの金額に限る。）から損金の額に算入する。（法人税法第59条関係）

2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 相続税法の一部改正（第3条関係）

保険金、退職手当金等の支払調書の提出の特例について、一定の要件の下で、光ディスクによる提出ができることとする。（相続税法第59条関係）

（注）上記の提出は、平成17年9月1日以後に行うものについて適用する。（附則第13条関係）

四 登録免許税法の一部改正（第4条関係）

1 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律による登記について、次のとおり登録免許税を課税することとする。（登録免許税法別表第

1 関係)

- (1) 動産譲渡登記 15,000円
- (2) 債権譲渡登記及び質権設定登記 15,000円
- (3) (1)又は(2)に係る延長登記 7,500円
- (4) 抹消登記 1,000円

2 投資事業有限責任組合契約の登記について、同契約の効力の発生の登記に対する登録免許税の税率を1件につき1万8千円から3万円に引き上げる等の措置を講ずることとする。(登録免許税法別表第1関係)

3 登録検査機関等の登録について、所要の措置を講じた上、次のとおり登録免許税を課税することとする。(登録免許税法別表第1、附則第14条関係)

- (1) 放射性同位元素装備機器等に係る登録認証機関等の登録 9万円
- (2) 登録水質検査機関等の登録 9万円
- (3) 食品等の製品検査に係る登録検査機関等の登録 15万円等
- (4) 食鳥処理衛生管理者に係る養成施設等の登録 15万円等
- (5) 販売に供する食品の特別用途表示に係る登録試験機関の登録 15万円
- (6) 精神保健指定医に係る登録研修機関の登録 9万円
- (7) 指定管理医療機器等に係る登録認証機関の登録 9万円
- (8) 建築物環境衛生管理技術者免状に係る登録講習機関の登録 9万円
- (9) 高圧室内作業等に係る登録教習機関等の登録 9万円
- (10) 作業環境測定士に係る登録講習機関等の登録 9万円
- (11) 農産物検査に係る登録検査機関の登録等 15万円等
- (12) 規格設定飼料の規格適合表示に係る登録検定機関の登録 9万円
- (13) 委託者保護基金の登録 15万円
- (14) 揮発油等に係る分析機関の登録 9万円
- (15) 特定液化石油ガス器具等に係る検査機関の登録 9万円等
- (16) 登録ガス工作物検査機関等の登録 9万円等
- (17) 電気工作物に係る登録安全管理審査機関等の登録 9万円
- (18) 特定電気用品に係る検査機関の登録 9万円等
- (19) 特別特定製品に係る検査機関の登録 9万円等
- (20) 日本工業規格への適合の表示に係る登録認証機関等の登録 9万円等
- (21) 計量器の校正等に係る事業者の登録 9万円等
- (22) 回路配置利用権の設定登録等事務に係る登録機関の登録 9万円

- ㉓ 工業所有権に関する手続に係る登録情報処理機関等の登録 9万円
 - ㉔ 船舶等に係る登録検定機関等の登録 9万円
 - ㉕ 船舶職員に係る海技免許講習等の登録 9万円
 - ㉖ 海洋汚染等の防止に係る登録確認機関等の登録 9万円
 - ㉗ 船舶保安規程の審査等に係る船級協会の登録 9万円
 - ㉘ 自動車の登録に係る登録情報処理機関の登録 9万円
 - ㉙ 外客宿泊施設に係る登録実施機関の登録 9万円
 - ㊀ 旅程管理業務に係る登録研修機関の登録 9万円
 - ㊁ 気象測器に係る登録検定機関の登録 9万円
 - ㊂ 監理技術者に係る講習等の登録 9万円
 - ㊃ 宅地建物取引主任者に係る登録講習機関の登録 9万円
 - ㊄ マンション管理士等に係る登録講習機関の登録 9万円
 - ㊅ 測量士に係る登録養成施設の登録 9万円
 - ㊆ 広告物等の表示に係る業務主任者に係る登録試験機関の登録 15万円
 - ㊇ 不動産鑑定士に係る実務修習機関の登録 9万円
 - ㊈ 住宅性能評価に係る登録住宅性能評価機関等の登録 9万円
 - ㊉ 端末機器に係る登録認定機関の登録 9万円
 - ㊊ 無線設備等に係る点検事業者等の登録 9万円
 - ㊋ 消防の設備等に係る登録検定機関の登録 15万円
 - ㊌ 国際希少野生動植物種の個体等に係る登録機関等の登録 9万円
 - ㊍ 遺伝子組換え生物等の輸入に係る登録検査機関の登録 9万円
 - ㊎ 会社の電子公告に係る調査機関の登録 9万円
 - ㊏ 警備員等に係る登録講習機関の登録 9万円
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。

五 租税特別措置法の一部改正（第5条関係）

1 金融・証券税制

- (1) 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に伴い、次の措置を講ずることとする。
 - ① 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、登録郵政公社に対する公募株式等証

券投資信託の受益証券の譲渡で一定のものを加える。（租税特別措置法第37条の11関係）

- ② 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座の取扱者の範囲に登録郵政公社を加える。（租税特別措置法第37条の11の3関係）

（注）上記の改正は、平成17年10月1日以後に行う上場株式等の譲渡について適用する。（附則第23条関係）

- (2) 特定管理株式（特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式につき、当該上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き特定管理口座（当該特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式につき当該特定口座から移管により保管の委託がされることその他一定の要件を満たす口座をいう。）において保管の委託がされている当該内国法人の株式をいう。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該特定管理株式を発行した株式会社の清算終了等の事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として一定の方法により計算された金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用することができることとする。（租税特別措置法第37条の10の2関係）

（注）上記の改正は、平成17年4月1日以後に特定口座内保管上場株式等につき上場株式等に該当しないこととなった場合について適用する。（附則第22条関係）

- (3) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の適用対象に、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成17年7月1日以後に金融先物取引法に規定する取引所金融先物取引をし、かつ、当該取引所金融先物取引の差金等決済をした場合の当該差金等決済に係る当該取引所金融先物取引による事業所得及び雑所得を加えることとする。（租税特別措置法第41条の14関係）
- (4) 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第9条の6関係）

2 国際課税

- (1) 内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例について、次の措置を講ずることとする。

① 特定外国子会社等で所在地国基準又は非関連者基準を満たさないものが事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合には、その適用対象留保金額の計算上、その特定外国子会社等の一定の人件費の100分の10に相当する金額を控除する。（租税特別措置法第40条の4、第66条の6、第68条の3の7、第68条の90関係）

② 課税対象留保金額は、特定外国子会社等の適用対象留保金額のうち、その内国法人等が有するその特定外国子会社等の株式等の請求権の内容を勘案して計算する。（租税特別措置法第40条の4、第66条の6、第68条の3の7、第68条の90関係）

（注）上記①及び②の改正は、特定外国子会社等の平成17年4月1日以後に終了する事業年度の適用対象留保金額及び課税対象留保金額について適用する。（附則第26条、第37条、第44条、第51条関係）

③ 特定外国子会社等の未処分所得の金額の計算において控除するその特定外国子会社等の欠損金の繰越期間を7年（現行5年）に延長する。（租税特別措置法第40条の4、第66条の6、第68条の3の7、第68条の90関係）

（注）上記の改正は、特定外国子会社等の平成17年4月1日以後に終了する事業年度において生ずる欠損金について適用する。（附則第26条、第37条、第44条、第51条関係）

④ 特定外国子会社等について配当等の支払の事実が生じた場合には、配当等の支払の事実が生じた日の属する内国法人等の事業年度開始の日前10年以内（現行5年以内）に開始した各事業年度の課税済留保金額を損金の額に算入する。（租税特別措置法第66条の8、第68条の3の9、第68条の92関係）

（注）上記の改正は、平成17年4月1日以後に配当等の支払の事実が生ずる場合における内国法人等の課税済留保金額（その内国法人等の平成12年4月1日以後に終了した事業年度に係るものに限る。）について適用する。（附則第37条、第44条、第51条関係）

⑤ 特定信託に類する外国投資信託のうちその信託された国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が著しく低いものであること等の一定の要件に該当するものに留保された所得については、内国法人等が有するその信託の受益権に対応する部分の金額を内国法人等の所得に合算して課税する。（租税特別措置法第40条の7～第40条の9、第66条の9の2～第66条の9の5、第68条の3の11～第68条の3の14、第68条の93の2～第68条の93の5関

係)

- (2) 外国法人に係る分離振替国債の課税の特例について、その適用手続を特定振替国債等の振替記載等の告知書制度に一本化した上で廃止するとともに、外国投資信託の受託者である外国法人の適格外国証券投資信託の信託財産に属する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得及び損失額を適用対象とすることとする。(租税特別措置法第67条の17関係)

(注) 上記の改正は、平成17年4月1日以後に振替記載等を受ける分離振替国債及び同日前に非課税適用申告書を提出して振替記載等を受けた分離振替国債につき同日以後に生ずる所得又は損失額について適用する。(附則第42条関係)

- (3) 外国投資信託の受託者である外国法人が適格外国証券投資信託の信託財産につき支払を受ける特定短期国債の償還差益について、外国法人に係る特定短期国債の償還差益に係る非課税措置の適用対象とすることとする。(租税特別措置法第67条の16関係)

(注) 上記の改正は、平成17年4月1日以後に特定振替記載等を受ける特定短期国債について適用する。(附則第41条関係)

3 中小企業関係税制

- (1) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第37条の13の3関係)

- (2) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の制定に伴い、次の措置を講ずることとする。なお、中小企業経営革新支援法、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法及び新事業創出促進法に係る措置は廃止する。

- ① 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、次の措置を講ずる。なお、これらの措置については、取得に係る税額控除の資本金基準は適用しない。(租税特別措置法第10条の4、第42条の7、第68条の12関係)

イ 適用対象に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って一定の中小企業者が取得する機械装置を加える。

ロ 適用対象に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一定の中小企業者が設立5年以内に取得する機械装置を加える。

- ② 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は

特別税額控除制度について、沖縄振興特別措置法の特定中小企業者が同法の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の承認経営革新計画に従って取得する機械装置、器具備品及び建物等につき特別償却又は特別税額控除の選択適用（リース資産についても特別税額控除の適用）を認める制度とする。（租税特別措置法第10条の5、第42条の10、第68条の14関係）

- ③ 特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却制度について、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律による廃止前の新事業創出促進法の高度技術産業集積地域であって一定の地域に該当する地域内で取得する機械装置に係る償却割合を100分の14（現行100分の15）に、建物等に係る償却割合を100分の7（現行100分の8）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第44条の2、第68条の20関係）

- ④ 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度について、次の事業年度を対象に加える。（租税特別措置法第68条の2、第68条の109関係）

イ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の中小企業者に該当する同族会社の設立10年以内の各事業年度

ロ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の経営革新計画の承認を受けた中小企業者の経営革新のための事業を実施している各事業年度

- ⑤ 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例を引き続き適用する。（租税特別措置法第37条の13関係）

- (3) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に関する措置を除く。）の適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第10条の4、第42条の7、第68条の12関係）

4 社会経済情勢の変化への対応

- (1) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用対象に、地方公共団体又は一定の景観整備機構が景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために景観計画区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合を加えることとする。（租税特別措置法第34条の2、第65条の4、第68条の75関係）

- (2) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の

譲渡所得の課税の特例の適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第37条の9の2、第65条の13、第65条の14、第68条の84、第68条の85関係）

- (3) 教育訓練費の額が増加した場合の特別税額控除制度を次のとおり創設することとする。（租税特別措置法第10条の7、第42条の12、第68条の15の2関係）

① 青色申告書を提出する個人又は法人の当期の所得の金額の計算上必要経費又は損金の額に算入される教育訓練費の額が、その直前2年以内の教育訓練費の平均額を超える場合には、3年間の時限措置として、その超える部分の金額の100分の25相当額の特別税額控除を認める。ただし、当期の税額の100分の10相当額を限度とする。

② 青色申告書を提出する中小企業者等については、上記①の制度の適用に代えて、当期の所得の金額の計算上必要経費又は損金の額に算入される教育訓練費の額に対し次の特別税額控除割合による特別税額控除を選択適用することを認める。ただし、当期の税額の100分の10相当額を限度とする。

イ 教育訓練費増加割合（当期の所得の金額の計算上必要経費又は損金の額に算入される教育訓練費の額からその直前2年以内の教育訓練費の平均額を控除した金額のその平均額に対する割合）が100分の40以上 100分の20

ロ 教育訓練費増加割合が100分の40未満 教育訓練費増加割合に0.5を乗じた割合

（注）上記の改正は、法人については平成17年4月1日以後に開始する事業年度について適用し、個人については平成18年分以後の所得税について適用する。

- (4) 特定再開発建築物等の割増償却制度について、次のとおり見直した上、その適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第14条の2、第47条の2、第68条の35関係）

① 対象建築物等から都市再開発法の認定再開発事業計画に基づいて行われる再開発事業により整備される建築物を除外する。

② 雨水貯留・利用浸透施設に係る措置について、対象建築物等に雨水を浸透する一定の構築物を加える。

- (5) 使用済核燃料再処理準備金制度について、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の制定に伴い、現行の使用済核燃料再処理準備金制度を廃止し、新たに外部積立方式の使用済燃料再処理準備金制度を創設することとする。なお、既に発生している使用済核燃料

に係る積立て及び現行の使用済核燃料再処理準備金の取崩しについて所要の整備を行う。（租税特別措置法第57条の3、第68条の53、附則第34条、第48条関係）

- (6) 農地等に係る相続税及び贈与税の納税猶予の特例について、次の措置を講ずることとする。（租税特別措置法第70条の4、第70条の6、附則第55条関係）
- ① 一定の遊休農地を適用対象から除外する。
 - ② 農地等に係る相続税の納税猶予の特例について、3年毎に農業経営に関する事項等を記載した届出書の提出を求める。
 - ③ 施行日前に農地等に係る贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていた者が、平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に、一定の要件の下に一定の農業生産法人に対し農地等について使用貸借による権利の設定をした場合には、農地等に係る贈与税の納税猶予の特例を継続する措置を講ずる。
- (7) 農業信用基金協会が平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に農業信用保証保険法の規定に基づく主務大臣の認可を受けて事業の譲渡を行った場合には、その事業の譲渡のうち保証事業の譲渡により農業信用基金協会等が取得した不動産の抵当権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の1.5（平成17年4月1日から平成19年3月31日までの間に認可を受けた事業の譲渡により保証事業を譲り受けた場合の不動産の抵当権の移転登記にあつては、1,000分の1）（本則1,000分の2）に軽減することとする。（租税特別措置法第80条の4関係）
- (8) 都市再生特別措置法の改正に伴い、次の措置を講ずることとする。
- ① 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用対象に、都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る一定の要件を満たす都市再生整備事業の認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるものを加える。（租税特別措置法第31条の2、第62条の3、第68条の68関係）
 - ② 特定再開発建築物等の割増償却制度について、都市再生特別措置法の認定整備事業計画に基づいて行われる都市再生整備事業により整備される一定の建築物につき5年間普通償却限度額の100分の50の割増償却を認める措置を加える。（租税特別措置法第14条の2、第47条の2、第68条の35関係）
 - ③ 認定整備事業者が、一定の要件を満たす都市再生整備事業の用に供するた

め、その認定後2年以内に当該都市再生整備事業の事業区域内の土地を取得した場合における所有権の移転登記については、登録免許税の税率を1,000分の8（平成18年3月31日までに認定を受けて取得する土地の所有権の移転登記にあつては、1,000分の7）（本則1,000分の20）に軽減する。（租税特別措置法第83条関係）

④ 認定整備事業者が、一定の要件を満たす都市再生整備事業の用に供する建築物を建築した場合における所有権の保存登記については、登録免許税の税率を1,000分の1.5（本則1,000分の4）に軽減する。（租税特別措置法第83条関係）

⑤ 一定の要件を満たす都市再生整備事業の事業区域内の土地に関する権利を有していた者が、一定の要件の下、当該都市再生整備事業を実施する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構にその事業区域内の土地に関する権利の譲渡をし、その譲渡をした権利に代わるものとして当該認定整備事業者又は同機構から建築物の敷地の用に供されている土地の所有権を取得した場合における所有権の移転登記については、登録免許税の税率を1,000分の8（本則1,000分の20）に軽減する。（租税特別措置法第83条関係）

(9) 農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、次の措置を講ずることとする。

① 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の適用対象に、農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る協議により農用地区域内にある一定の土地等を特定農業法人に譲渡した場合を加える。（租税特別措置法第34条の3、第65条の5、第68条の76関係）

② 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における農用地区域等内にある土地等の買換えについて、特定農業法人の譲渡資産及び買換資産の範囲を限定した上、その適用対象に特定農業法人が農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る協議により農用地区域等内にある一定の土地等を取得した場合を加える。（租税特別措置法第65条の7～第65条の9、第68条の78～第68条の80関係）

③ 農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる農用地等の範囲を見直した上、その適用対象に特定農業法人が利用権の設定等に関する協議により特定遊休農地を取得した場合を加える。（租税特別措置法第76条関係）

(10) 地域再生法の制定に伴い、特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例の

適用対象となる特定中小会社の範囲に、同法の認定地域再生計画に記載されている地域再生に資する事業を行う特定地域再生事業会社で一定の要件を満たす株式会社を加えることとする。（租税特別措置法第37条の13関係）

- (11) 障害者自立支援法の制定に伴い、社会保険診療報酬の所得計算の特例について、適用対象となる社会保険診療の範囲の見直しを行うこととする。（租税特別措置法第26条関係）

5 その他の租税特別措置の改正

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずることとする。

(1) 廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

- ① 公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例（旧租税特別措置法第37条の10関係）
- ② 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却（旧租税特別措置法第18条、第52条、第68条の39関係）
- ③ 日本国際博覧会出展準備金（旧租税特別措置法第20条の5、第57条の2、第68条の52関係）
- ④ 特定都市鉄道整備準備金（旧租税特別措置法第56条、第68条の47関係）
- ⑤ 共同で現物出資をした場合の課税の特例（旧租税特別措置法第66条、第68条の86関係）
- ⑥ 農林中央金庫等が特定漁業協同組合等から事業譲渡により不動産に関する権利等を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減（旧租税特別措置法第78条の2関係）
- ⑦ 中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社が受ける資本の増加の登記等に対する登録免許税の免税（旧租税特別措置法第82条関係）
- ⑧ 民間都市開発推進機構が取得する土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（旧租税特別措置法第83条関係）
- ⑨ 約束手形に係る印紙税の税率等の特例（コマーシャル・ペーパーの税率の軽減）（旧租税特別措置法第91条の2関係）

(2) 縮減等

- ① 特別償却

- イ 公害防止用設備の特別償却制度について、機械装置等に係る償却割合を100分の14（現行100分の16）に、一定の構築物に係る償却割合を100分の10（現行100分の12）にそれぞれ引き下げる。（租税特別措置法第11条、第43条、第68条の16関係）
- ロ 船舶等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行う。（租税特別措置法第11条、第43条、第68条の16関係）
 - (イ) 対象設備等について、環境への負荷の低減に資するものに限定するとともに、機械その他の設備を除外する。
 - (ロ) 船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものの償却割合の上乗せ措置を廃止する。
- ハ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、建物等に係る償却割合を100分の12（現行100分の13）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第43条の2、第68条の17関係）
- ニ 特定中核的民間施設等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行う。（租税特別措置法第43条の3、第68条の18関係）
 - (イ) 多極分散型国土形成促進法に係る措置、大阪湾臨海地域開発整備法に係る措置及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に係る措置を除外する。
 - (ロ) 山村振興法に係る措置について、償却割合を100分の13（現行100分の15）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
- ホ 地震防災対策用資産の特別償却制度について、対象地域の見直しを行うとともに、償却割合を100分の8（現行100分の9）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第11条の2、第44条、第68条の19関係）
- ヘ 特定電気通信設備等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行う。（租税特別措置法第11条の6、第44条の6、第68条の23関係）
 - (イ) 電気通信利便性充実設備に係る措置について、償却割合を100分の5（現行100分の6）に引き下げた上、その適用期限を平成18年5月31日まで延長する。
 - (ロ) 広帯域加入者網普及促進設備に係る措置について、償却割合を100分の12（現行100分の15）に引き下げた上、その適用期限を平成18年5月

31日まで延長する。

(ハ) 高度テレビジョン放送制作等利便性充実設備に係る措置の適用期限を2年延長する。

ト 商業施設等の特別償却制度について、中小小売商業振興法に係る措置を商店街整備計画に係る措置に限定するとともに、中小企業流通業務効率化促進法に係る措置を除外した上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第11条の7、第44条の7、第68条の24関係)

チ 飼料製造設備等の特別償却制度について、飼料製造設備等に係る措置を除外するとともに、製造過程管理高度化設備等に係る措置につき、機械装置に係る償却割合を100分の10(現行100分の12)に、建物等に係る償却割合を100分の5(現行100分の6)にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第11条の8、第44条の8、第68条の25関係)

リ 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の10(現行100分の11)に引き下げる。(租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27関係)

ヌ 離島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の10(現行100分の11)に、建物等に係る償却割合を100分の6(現行100分の7)にそれぞれ引き下げる。(租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27関係)

ル 医療用機器等の特別償却制度について、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設に係る措置及び介護老人保健施設に係る措置を除外した上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第12条の2、第12条の3、第45条の2、第68条の29関係)

ロ 農業経営改善計画を実施する者の機械等の割増償却制度について、新たに農業を開始しようとする者が取得する機械装置に係る割増率を100分の20(現行100分の30)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。(租税特別措置法第13条の3、第46条の3、第68条の32関係)

ヲ 優良賃貸住宅等の割増償却制度等について、特定優良賃貸住宅に係る措置の割増率を耐用年数35年未満であるものにあつては100分の15(現行100分の21)に、耐用年数35年以上であるものにあつては100分の20(現行100分の28)にそれぞれ引き下げた上、高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置及

び改良優良賃貸住宅に係る措置の適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第14条、第47条、第68条の34関係）

カ 倉庫用建物等の割増償却制度について、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の制定に伴い、対象となる事業者にあつては同法の認定又は確認を受けた者に、対象となる倉庫用建物等にあつては同法の認定総合効率化計画に記載されたものにそれぞれ限定する。（租税特別措置法第15条、第48条、第68条の36関係）

② 準備金等

イ 海外投資等損失準備金制度について、適格現物出資により外国法人に特定法人の株式等又は資源特定債権を移転した場合における益金算入等の所要の整備を行う。（租税特別措置法第55条、第68条の43関係）

ロ 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例について、沖縄振興特別措置法の特定組合等に係る措置を除外した上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第66条の10、第68条の94関係）

③ 登録免許税の特例

イ 農業振興地域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置について、適用対象となる農用地等の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第77条関係）

ロ 農業協同組合が農業協同組合連合会から権利義務の承継により不動産の権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、平成18年4月1日以後に権利義務の承継をした場合の軽減税率を、所有権の移転登記にあつては1,000分の4（現行1,000分の2）に、地上権又は賃借権の移転登記にあつては1,000分の2（現行1,000分の1）にそれぞれ引き上げた上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第78条の2関係）

ハ 森林組合が森林組合連合会から権利義務の承継により不動産の権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、平成18年4月1日以後に権利義務の承継をした場合の軽減税率を、所有権の移転登記にあつては1,000分の4（現行1,000分の2）に、地上権又は賃借権の移転登記にあつては1,000分の2（現行1,000分の1）にそれぞれ引き上げた上、その適用期限を2年延長する。（租税特別措置法第78条の2関係）

(3) 適用期限の延長

① 次に掲げる特別措置の適用期限を3年延長する。

- イ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例（租税特別措置法第25条、第67条の3、第68条の101関係）
- ロ 退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）の課税停止措置（租税特別措置法第68条の4関係）

② 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。

- イ 山林所得に係る森林計画特別控除（租税特別措置法第30条の2関係）
- ロ 事業革新設備の特別償却（租税特別措置法第11条の4、第44条の4、第68条の21関係）
- ハ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却（租税特別措置法第13条、第46条の2、第68条の31関係）
- ニ 植林費の損金算入の特例（租税特別措置法第52条、第68条の38関係）
- ホ 特定災害防止準備金（租税特別措置法第20条の2、第55条の6、第68条の45関係）
- ヘ 電子計算機買戻損失準備金（租税特別措置法第57条、第68条の50関係）
- ト 協同組合等の貸倒引当金の特例（租税特別措置法第57条の9、第68条の59関係）
- チ 漁業協同組合等の留保所得の特別控除（租税特別措置法第61条関係）
- リ 農用地利用集積準備金（租税特別措置法第61条の2、第68条の64関係）
- ヌ 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度における産業活力再生特別措置法の設備廃棄等欠損金額に係る適用除外措置（租税特別措置法第66条の12関係）
- ル 住宅用家屋の所有権の保存登記及び移転登記並びに住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第72条の2、第73条、第74条関係）
- ヲ 商工組合中央金庫、信用保証協会、農業信用基金協会等の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第78条の3関係）
- ワ 鉄鋼の製造に使用する石炭、コークスの製造に使用する石炭及びセメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税の免税（租税特別措置法第90条の4の2関係）

カ 国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置法第90条の6の2関係）

ヨ 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例（租税特別措置法第90条の9関係）

タ 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例（租税特別措置法第91条関係）

レ 株式分割等に係る株券等に対する印紙税の非課税（租税特別措置法第91条の4関係）

③ 次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。

イ 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減（租税特別措置法第78条関係）

ロ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例（租税特別措置法第87条の5関係）

ハ 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例（租税特別措置法第88条の2関係）

6 その他

(1) ハンセン病の患者であった者で国立ハンセン病療養所等に入所したことがない一定の者に対してハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律に規定する福祉の増進の措置として国から支給される一定のものについては、所得税を課さないこととする。（租税特別措置法第41条の8関係）

(2) 特定口座年間取引報告書等の提出の特例について、一定の要件の下で、光ディスクによる提出ができることとする。（租税特別措置法第37条の11の3、第41条の12、第41条の14関係）

（注）上記の提出は、平成17年9月1日以後に行うものについて適用する。（附則第24条、第27条、第28条関係）

(3) 不動産所得を生ずべき事業を行う民法組合等（外国におけるこれに類似するものを含む。）の個人組合員（組合事業に係る重要な業務の執行の決定に関与し、契約を締結するための交渉等を自ら執行する個人組合員を除く。）が、平成18年以後の各年において、その年分の不動産所得の金額の計算上組合事業から生じた不動産所得の損失額については、生じなかったものとみなす措置を講ずることとする。（租税特別措置法第41条の4の2関係）

(4) 民法組合、匿名組合等の法人組合員（組合事業に係る重要な業務の執行の決

定に關与し、契約を締結するための交渉等を自ら執行する法人組合員等を除く。)の組合損失額について、次の措置を講ずることとする。(租税特別措置法第67条の12、第68条の105の2 關係)

- ① 組合債務を弁済する責任限度が実質的に組合財産の価額とされている場合等には、組合損失額のうち出資の価額を基礎として計算した金額を超える部分の金額は、損金の額に算入しない。
- ② 組合事業が実質的に欠損とならないと見込まれる場合には、組合損失額の全額を損金の額に算入しない。

(注) 上記の改正は、平成17年4月1日以後に締結される組合契約(平成19年4月1日前に締結される航空運送事業の用に供する航空機の賃貸に係るものを除く。以下同じ。)及び平成17年4月1日以後に組合員の地位の承継を受ける場合のその組合契約について適用する。(附則第40条、第53条 關係)

- (5) 有限責任事業組合の組合員の組合損失額について、その出資の価額を基礎として計算した金額を超える部分の金額は、必要経費及び損金の額に算入しないこととする。(租税特別措置法第27条の2、第67条の13、第68条の105の3 關係)

- (6) 四1(1)から(3)までに掲げる登記に係る登録免許税の税率を次のとおり軽減することとする。(租税特別措置法第84条の4 關係)

イ 動産譲渡登記 7,500円(本則15,000円)

ロ 債権の個数が5,000個以下の場合における債権譲渡登記及び質権設定登記 7,500円(本則15,000円)

ハ イ又はロに係る延長登記 3,000円(本則7,500円)

- (7) 都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書等について、印紙税を非課税とする措置を講ずることとする。(租税特別措置法第91条の2 關係)

- (8) その他所要の税制の整備を行うこととする。

六 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正(第6条 關係)

国外送金等調書の提出の特例について、一定の要件の下で、光ディスクによる提出ができることとする。(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条 關係)

(注) 上記の提出は、平成17年9月1日以後に行うものについて適用する。(附則第59条関係)

七 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正(第7条関係)

電子取引の取引情報に係る電磁的記録又は当該電磁的記録を出力した書面等について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定める要件に適合した保存が行われていない場合には、保存義務者に係る所得税又は法人税の青色申告の承認の取消し等の対象とすることとする。(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第11条関係)

(注) 上記の改正は、平成17年4月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用する。(附則第60条関係)

八 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正(第8条関係)

- 1 定率による税額控除の額について、次のように引き下げることとする。(経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第6条、第7条、第12条関係)

(現 行)

所得税額の20%相当額
〔20%相当額が25万円を
超える場合は、25万円〕

(改 正 案)

所得税額の10%相当額
〔10%相当額が12万5千円を
超える場合は、12万5千円〕

(注) 上記の改正は、平成18年分以後の所得税について適用する。(附則第61条関係)

- 2 上記1の改正に伴い、給与等に係る税額表及び公的年金等に係る源泉徴収すべき所得税の額から控除する公的年金等定率控除額について見直しを行うこととする。(経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第14条、別表第1～別表第3関係)

(注) 上記の改正は、平成18年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。(附則第63条、第64条関係)

- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

九 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成17年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

2. 政令案要綱

(1) 所得税法施行令の一部を改正する政令案要綱

〔平成17.3.29 閣議決定〕

- 1 外国税額控除の適用を受けた年の翌年以後にその適用を受けた外国所得税の額が減額された場合のその減額されることとなった日の属する年における所得金額の計算上総収入金額に算入しない金額の計算方法及び外国税額控除の調整方法について定めることとする。（第93条の2、第226条関係）
- 2 外国税額控除の対象となる外国所得税には、租税条約の規定において外国税額控除の適用に当たって考慮しないものとされた税を含まないこととする。（第221条関係）

（注）上記の改正は、平成18年分以後の所得税について適用する。（附則第5条関係）

- 3 国内源泉所得となる国内にある資産の譲渡による所得の範囲に、不動産関連法人株式等の譲渡所得を加えることとする。（第280条関係）

（注）上記の改正は、平成18年分以後の所得税について適用する。（附則第6条関係）

- 4 組合契約の組合員である非居住者又は外国法人が配分を受ける国内の組合事業から生ずる利益に対する源泉徴収について、対象となる組合契約及び利益の範囲を定めるとともに、当該源泉徴収に係る課税の特例の対象となる外国法人及び非居住者の範囲等を定めることとする。（第281条の2、第305条の2、第328条の2、第331条の2関係）

- 5 国内に恒久的施設を有しない非居住者の課税所得について、次の措置を講ずることとする。（第291条関係）

- (1) 課税所得の範囲に、不動産関連法人株式等の譲渡による所得を加える。
- (2) 内国法人の特殊関係株主等である非居住者が行うその内国法人の株式等の譲渡による所得について、特殊関係株主等の範囲に株主等が締結している組合契約に係る他の組合員を加えるほか、譲渡年における課税要件の整備を行う。

（注）上記(1)及び(2)の改正は、平成18年分以後の所得税について適用する。（附則第6条関係）

- 6 内国法人に係る所得税の課税標準となる外国通貨で表示された預貯金でその元本及び利子をあらかじめ約定した率により他の外国通貨に換算して支払うことと

されているものの為替差益の範囲を定めることとする。（第298条関係）

7 厚生年金保険法等の改正に伴い、次の措置を講ずることとする。

- (1) 退職手当等とみなす一時金の退職所得控除額に係る勤続年数の計算の基礎となる期間に、確定拠出年金法の脱退一時金相当額等の移換の規定により通算加入者等期間に算入された期間を含める。（第69条関係）
- (2) 公的年金等に係る雑所得の金額の計算における確定給付企業年金の額から控除する加入者が負担した金額の計算については、加入者が負担した金額から、企業年金連合会又は厚生年金基金から確定給付企業年金に移換された年金給付等積立金等のうち加入者が負担した部分に相当する金額を除く。（第82条の3関係）
- (3) 生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算上収入金額から控除される支出した金額について、企業年金連合会又は厚生年金基金から確定給付企業年金に移換された年金給付等積立金等のうち加入者が負担した部分に相当する金額をその支出した金額に算入しないこととする等の所要の規定の整備を行う。（第183条関係）
- (4) 支払調書の提出の対象となる生命保険金に類する給付の範囲に、確定拠出年金法の企業型年金規約に係る脱退一時金を含める。（第351条関係）

8 その他所要の規定の整備を行うこととする。

9 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成17年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

(2) 法人税法施行令の一部を改正する政令案要綱

〔平成17.3.29 閣議決定〕

- 1 連結法人株式の譲渡等に伴う連結個別利益積立金額等の増加又は減少の対象となる金額の計算について、解散により連結完全支配関係がなくなる連結子法人の一定の欠損金額をその対象となる金額に加算するとともに、連結子法人に適格合併又は適格分割型分割があった場合の規定の整備を行うこととする。（第9条の2関係）
- 2 民事再生法の再生計画認可の決定等があった場合の資産の評価益又は評価損の益金算入又は損金算入制度について、民事再生法の再生計画認可の決定に準ずる事実等の細目を定めることとする。（第24条の2、第68条の2関係）
- 3 減価償却資産等につき民事再生等評価換えが行われた場合の償却の方法等について整備を行うこととする。（第48条、第54条、第60条の2、第61条、第61条の3、第64条、第66条の2関係）
- 4 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度について、会社更生等の場合の繰越欠損金額の範囲等の細目を定めることとする。（第116条の3～第118条、第155条の4関係）
- 5 厚生年金保険法等の改正に伴い、次の改正を行うこととする。（第156条の17、第157条、第158条、第158条の2、第158条の4、第158条の6、第158条の7、附則第16条関係）
 - (1) 他の厚生年金基金、確定給付企業年金等から厚生年金基金への移換、厚生年金基金から確定給付企業年金への移換等が可能となったことに伴い、次の措置を講ずる。
 - ① 脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間を移換後の厚生年金基金に係る給付の計算の基礎となる期間に算入している場合における増加する掛金の合計額は、過去勤務掛金額に含めて退職年金等積立金額を計算する。
 - ② 退職年金等積立金額の控除金額から除外される承継年金給付等積立金のうち加入者が自己負担していた金額の範囲に、移換された脱退一時金相当額等を追加する。
 - (2) 厚生年金基金が支給する老齢年金給付の目標水準の代行保険料に対する割合が改正されたことに伴い、退職年金等積立金額から控除される厚生年金基金水準掛金額が当該目標水準となるよう同様の改正を行う。

- (3) 代行予定利率が引き下げられたことに伴い、退職年金等積立金額の計算の基礎となる過去勤務掛金額を補正するための現価率等を見直す。
- (4) 厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられたことに伴い、課税中途脱退者等に係る退職年金等積立金額から控除される金額の計算の基礎となる厚生年金基金水準給付率を見直す。
- (5) 厚生年金基金連合会が企業年金連合会に名称変更されたことに伴い、所要の整備を行う。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- 6 国内源泉所得となる国内にある資産の譲渡による所得の範囲に、不動産関連法人株式等の譲渡所得を加えることとする。（第177条関係）
- 7 国内に恒久的施設を有しない外国法人の課税所得について、次の措置を講ずることとする。（第187条関係）
 - (1) 課税所得の範囲に、不動産関連法人株式等の譲渡による所得を加える。
 - (2) 内国法人の特殊関係株主等である外国法人が行う株式等の譲渡による所得について、特殊関係株主等の範囲に株主等が締結している組合契約に係る他の組合員を加えるほか、譲渡事業年度における課税要件の整備を行う。
- 8 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 9 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成17年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

- (3) 相続税法施行令及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

〔平成17. 3. 29 閣議決定〕

- 1 相続税法及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴い、調書等の提出の特例に関する手続について所要の規定の整備を行うこととする。（第1条、第2条関係）

- 2 この政令は、平成17年7月1日から施行することとする。

(4) 登録免許税法施行令の一部を改正する政令案要綱

〔平成17. 3. 29 閣議決定〕

- 1 組織変更により受ける設立登記の税額の特例が適用される事業協同組合等の範囲について定めることとする。（第5条の4関係）
- 2 無線局の登録で課税しないものの範囲について定めることとする。
（第16条関係）
- 3 登録免許税の納付の特例が適用される免許等の範囲について定めることとする。
（第19条関係）
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成17年4月1日から施行することとする。

(5) 消費税法施行令の一部を改正する政令案要綱

[平成17.3.29 閣議決定]

- 1 消費税が非課税とされる社会福祉事業として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲に、児童福祉法に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものを加えることとする。（第14条の3関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成17年4月1日から施行することとする。

(6) 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

〔平成17.3.29 閣議決定〕

1 住宅税制

- (1) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、その適用対象となる買換資産の範囲に地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準に適合する一定の既存住宅を加えることとする。（第24条の5関係）
- (2) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度について、その適用対象となる既存住宅の範囲に地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準に適合する一定の既存住宅を加えることとする。（第26条関係）
- (3) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例について、その適用対象となる既存住宅の範囲に地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準に適合する一定の既存住宅を加えることとする。（第40条の5関係）
- (4) 住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例等について、その適用対象となる既存住宅の範囲に地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準に適合する一定の既存住宅を加えることとする。（第42条、第42条の2関係）

2 金融・証券税制

- (1) 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定管理株式が株式としての価値を失ったことにより生じた損失の金額、特定管理株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合とされる清算終了に類する事実及び特定管理株式の譲渡による譲渡所得等の金額の計算その他この特例の適用に関し必要な事項を定めることとする。（第25条の8の2～第25条の8の4関係）
- (2) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に特定口座内保管上場株式等を証券業者に貸し付けた場合における当該貸付契約に基づき返還される一定の上場株式等を加えるとともに、平成17年4月1日から平成21年5月31日までの間に限り、自己が保有する上場株式等を特定口座に入れられることとする措置

を講ずることとする。（第25条の10の2、附則第11条関係）

- (3) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例について、金融先物取引に係る差金等決済をする者の告知等及び金融先物取引の調書の提出に関する規定を整備することとする。（第26条の24、第26条の25関係）

3 国際課税

- (1) 内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例について、特定外国子会社等の株式等の請求権の内容を勘案した課税対象留保金額の計算の方法及び適用対象留保金額の計算上控除する人件費の範囲等について定めることとする。（第25条の19～第25条の29、第39条の14～第39条の20の7、第39条の35の7～第39条の35の19、第39条の114～第39条の120の7関係）
- (2) 国外関連者との取引に係る課税の特例について、対象となる国外関連者の範囲に、次の者を加えることとする。（第35条の12、第39条の35の5、第39条の112関係）
 - ① 内国法人等と株式等を保有する関係又は事業方針を決定できる関係により連鎖している外国法人
 - ② 内国法人等と外国法人とがそれぞれ同一の者との間で株式等を保有される関係又は事業方針を決定される関係により連鎖している場合の外国法人
- (3) 振替国債の利子の課税の特例について、非居住者又は外国法人が短期国債等に係る確認を受けた口座において最初に利付振替国債の振替記載等を受ける場合において、当該短期国債等に係る確認を行う特定振替機関等の営業所等の長が特例書類を作成し、税務署長に提出したときは、当該非居住者又は外国法人が非課税適用申告書を提出したものとみなす特例等を設けることとする。（第3条関係）

4 社会経済情勢の変化への対応

- (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等について、その適用対象となる土地等の譲渡の範囲に東日本高速道路株式会社等に対する譲渡を加えること等とする。（第20条の2、第38条の4関係）
- (2) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例について、その適用対象となる土地区画整理事業の施行者である区画整理会社に対する土地等の譲渡の

範囲から除かれるもの等を定めることとする。（第22条、第39条関係）

- (3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、その適用対象となる一団の宅地の造成を行う土地区画整理事業の範囲から除かれるもの等を定めることとする。（第22条の8、第39条の5関係）
- (4) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例等について、その適用対象となる特定民間再開発事業の施行区域の範囲に都市再生特別措置法の認定整備事業計画の区域を加えること等とする。（第25条の4、第39条の7、第39条の106関係）
- (5) 教育訓練費の額が増加した場合の税額控除制度について、対象となる教育訓練費の範囲等を定めることとする。（第5条の9、第27条の12、第39条の45の2関係）
- (6) 地震防災対策用資産の特別償却制度について、対象となる区域に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を追加する等の見直しを行うこととする。（第5条の11、第28条の4、第39条の48関係）
- (7) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の改正を行うこととする。（第6条の5、第28条の13関係）
 - ① 過疎地域に類する地区に係る措置の対象に過疎地域に類する離島振興対策実施地域と同様の要件を満たす半島振興対策実施地域を追加する。
 - ② 半島振興対策実施地域、過疎地域、過疎地域に類する離島振興対策実施地域、水源地域及び離島振興対策実施地域に係る措置の適用期限をそれぞれ2年延長する。
- (8) 特定再開発建築物等の割増償却制度について、次の改正を行うこととする。
 - ① 都市再生特別措置法の認定整備事業計画に基づいて行われる都市再生整備事業により整備される建築物の細目等を定める。（第7条の2、第29条の5、第39条の64関係）
 - ② 雨水貯留・利用浸透施設に係る措置について、特定都市河川浸水被害対策法の特定期間以外における雨水貯留施設につき対象となる雨水貯留容量の最低限度を300立方メートル（現行200立方メートル）に引き上げるとともに、雨水浸透施設の細目を定める。（第7条の2、第29条の5関係）
- (9) 保険会社等の異常危険準備金制度について、火災保険等に係る積立率の特例における積立率を4%（現行3%）に引き上げることとする。（第33条の5、第39条の83関係）

- (10) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における農用地区域等内の農地等の買換え措置について、特定農業法人が適用を受ける場合の対象となる譲渡資産を定めることとする。（第39条の7、第39条の106関係）
- (11) 農地等に係る相続税及び贈与税の納税猶予の特例について、その適用対象外となる農地等の範囲及び納税猶予期限の確定事由である耕作の放棄となる事実を定めることとする。（第40条の6、第40条の7関係）
- (12) 農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減の特例について、特定遊休農地の取得が行われる区域について定めることとする。（第42条の4関係）
- (13) 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例について、その適用対象となる土地の範囲及びその土地の取得が行われる区域を定めることとする。（第42条の5関係）
- (14) 認定民間都市再生事業計画等に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減の特例について、その適用対象となる都市再生整備事業の範囲を定めることとする。（第43条の2関係）

5 特別税額控除、減価償却の特例等

- (1) 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度について、対象となる試験研究費の範囲から沖縄振興特別措置法の特定組合等が賦課する負担金及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の認定法人が賦課する負担金を除外することとする。（第5条の3、第27条の4、第39条の39関係）
- (2) 医療用機器等の特別償却制度について、救急医療用機器に係る措置の対象となる機械装置及び器具備品の範囲から脳疾患の治療に資するものを除外することとする。（第6条の6、第28条の14、第39条の58関係）
- (3) 倉庫用建物等の割増償却制度について、対象となる倉庫用建物等の面積要件を引き上げることとする。（第8条、第29条の6関係）
- (4) 海外投資等損失準備金制度について、適格現物出資により外国法人に特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合にその外国法人が資源開発投資法人に該当するときは、その特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額は、その外国法人である資源開発投資法人に係る海外投資等損失準備金の金額とみなすこととする。（第32条の2、第39条の72関係）

6 その他

- (1) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、対象となる負担金から電気通信又は情報処理の高度化に資する業務に係る負担金及び新事業創出促進法の認定中核的支援機関が行う支援事業に属する業務に係る負担金を除外することとする。（第18条の4、第39条の22関係）
- (2) 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例について、認定特定非営利活動法人の認定要件の緩和及び申請書の添付書類の簡素化を行うこととする。（第39条の23関係）
- (3) 適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例について、厚生年金保険法等の改正により厚生年金基金が支給する老齢年金給付の目標水準の代行保険料に対する割合が改正されたことに伴い、退職年金等積立金額から控除される厚生年金基金水準相当掛金額が当該目標水準となるよう同様の改正を行うこととする。（第39条の36関係）
- (4) 不動産所得を生ずべき事業を行う民法組合等の特定組合員の不動産所得に係る損益通算等の特例について、当該組合事業から生じた不動産所得の損失額の計算の細目等を定めることとする。（第26条の6の2関係）
- (5) 民法組合、匿名組合等の一定の法人組合員の組合損失額を損金の額に算入しない特例について、適用除外となる法人組合員の範囲、組合損失額の計算の細目等を定めることとする。（第39条の31、第39条の125の2関係）
- (6) 有限責任事業組合の組合員の組合損失額を必要経費及び損金の額に算入しない特例について、対象となる組合損失額の計算の細目等を定めることとする。（第18条の3、第39条の32、第39条の125の3関係）
- (7) 都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税について、学資としての資金の貸付けに係る事業を行うものの範囲を定めることとする。（第52条関係）
- (8) その他所要の規定の整備を行うこととする。

7 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成17年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

(7) 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

〔平成17.3.29 閣議決定〕

- 1 予定納税額の減額承認申請に係る申告納税見積額の計算の特例及び純損失の繰戻しによる還付の特例について、所要の規定の整備を行うこととする。（第2条、第5条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成18年1月1日から施行することとする。（附則第1条関係）

3. 附帯決議

(1) 所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平成17.3.2 衆議院財務金融委員会]

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 財政の持続可能性に対する懸念に対して、中長期的な財政構造健全化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化に努めるとともに、歳入の根幹をなす税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税のあり方についての抜本的見直しを行い、持続的経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。
- 一 租税特別措置については、政策目的、政策効果、利用状況等を勘案しつつ、今後とも一層の整理・合理化を推進すること。
- 一 納税者数・滞納状況等に見られる納税環境の変動、経済取引の国際化・高度情報化による調査・徴収事務等の業務の一層の複雑・困難化による事務量の増大にかんがみ、複雑・困難であり、かつ、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、税負担の公平を確保する税務執行の重要性を踏まえ、徴税をはじめ真に必要な部門には適切に定員を配置するという政府の方針及び職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配意し、今後とも処遇の改善、定員の確保、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を行うこと。
- 一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の広域化・複雑化及び電子化等の拡大が進む状況下で、従来にも増した税務執行体制の整備と、事務の機械化の充実に特段の努力を行うこと。

(2) 所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平成17.3.28 参議院財政金融委員会]

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 中長期的な財政構造健全化と経済社会の活性化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。
- 一 社会的に重要性を増している非営利活動を更に促進するという趣旨等にかんがみ、特定非営利活動法人に対する寄附金税制の在り方については、その実態等を十分踏まえ、引き続き検討すること。
- 一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
- 一 急速に進展する高度情報化社会において、経済取引の国際化・複雑化及び電子化等の拡大に見られる納税環境の変化、調査・徴収事務等の業務の一層の複雑・困難化による事務量の増大にかんがみ、更には、徴税等真に必要な部門には適切に定員を配置するという政府の方針に配意し、今後とも国税職員の処遇の改善、機構・定員の充実・確保を行うとともに、職場環境の整備及び事務に関する機械化の充実に特段の努力を払うこと。

(二) 地方税関係

1. 法律案要綱

地方税法等の一部を改正する法律案要綱

[平17. 2. 8 閣議決定]

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、定率減税の縮減、所得譲与税の増額、法人事業税の分割基準の見直し等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、あわせて国有提供施設等所在市町村助成交付金等について所要の改正を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとする。

第一 地方税法に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 年齢65歳以上の者（前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）に係る非課税措置を段階的に廃止すること。（第24条の5、第295条、改正法附則第2条、改正法附則第6条関係）
- 2 市町村長から道府県知事に対し、個人の道府県民税の滞納に関する報告があった場合において、道府県の徴税吏員が特例として行う滞納に係る道府県民税及び市町村民税の徴収又は滞納処分について、滞納者を単位（現行地域を単位）として1年（現行3月）を超えない範囲内で行うことができるものとするとともに、当該徴収又は滞納処分の対象とした滞納者が、当該報告に係るもののほか、新たに滞納したものについても対象とすることができるものとする。 （第48条関係）
- 3 給与の支払をする者で所得税法の規定により源泉徴収義務のあるものについて、当該給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったものがある場合に給与支払報告書を提出する義務を課すこと。
（第317条の6 関係）
- 4 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期間を

平成21年度まで延長すること。（附則第6条関係）

- 5 法人税割の課税標準である法人税額について、平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、中小企業者等の教育訓練費に係る法人税額の控除後の額とする特例措置を講ずること。

（附則第8条関係）

- 6 証券取引所に上場されている株式で上場等の日において所有期間が3年を超える株式を同日以後1年以内に証券業者への売委託等により譲渡をした場合の当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止すること。（附則第35条の2関係）

- 7 特定管理株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合とする一定の事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用することができるものとする。（附則第35条の2の2関係）

- 8 特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例について、特例の対象となる特定株式の取得期間を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第35条の3関係）

- 9 平成18年度以後の年度分の定率による税額控除の額を、所得割の額の100分の7.5（現行100分の15）に相当する金額（当該金額が2万円（現行4万円）を超える場合には、2万円（現行4万円））とすること。（附則第40条、改正法附則第2条、改正法附則第6条関係）

二 事業税

- 1 船員派遣契約に基づき、船員派遣の役務の提供を受け、又は船員派遣をした法人の報酬給与額について、労働者派遣契約に基づき、労働者派遣の役務の提供を受け、又は労働者派遣をした法人の報酬給与額と同様の算定方法とすること。（第72条の15関係）

- 2 法人の事業税の分割基準について、次のとおり改めること。（第72条

の48関係)

(一) 非製造業（鉄道事業・軌道事業、ガス供給業・倉庫業及び電気供給業を除く。）について、課税標準額の2分の1に相当する額を関係都道府県に所在する事務所又は事業所の数に、2分の1に相当する額を関係都道府県に所在する従業者の数にあん分すること。

(二) 資本の金額又は出資金額が1億円以上の法人について、本社である事務所又は事業所の従業者の数を2分の1に相当する数とする措置を廃止すること。

- 3 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置について、その適用期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第9条関係）

三 不動産取得税

- 1 外国の政府が取得する大使館等の施設の用に供する不動産について、非課税措置の規定の整備を行うこと。（第73条の4関係）
- 2 保険業法に規定する承継保険会社が保険契約者保護機構の決定を受けて行う破^{たん}綻保険会社からの保険契約の移転により取得する不動産に係る非課税措置について、恒久化すること。（第73条の7関係）
- 3 既存住宅及びその土地に係る課税標準等の特例措置について、新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅が適用対象となるよう規定の整備を行うこと。（第73条の14関係）
- 4 農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の改正に伴い、農業近代化資金又は漁業近代化資金の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化等のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、従前の措置を継続するための規定の整備を行うこと。（第73条の14関

係)

- 5 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋について、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。(附則第11条関係)
- 6 一般放送事業者が取得する高度テレビジョン放送施設の用に供する一定の家屋について、当該取得が平成19年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の4分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。(附則第11条関係)
- 7 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が認定整備事業計画に基づき取得する認定整備事業の用に供する不動産について、当該取得が平成19年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。(附則第11条関係)
- 8 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域内の不動産の所有者が当該不動産を認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する一定の不動産について、当該取得が平成19年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。(附則第11条関係)
- 9 農業経営基盤強化促進法に規定する特定農業法人が同法に規定する協議等により取得する農用地区域内にある土地について、当該取得が平成19年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。(附則第11条関係)
- 10 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関

する法律に規定する認定構想推進事業者（民法第34条の法人に限る。）が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋又は当該家屋の敷地の用に供されている土地について、当該取得が平成19年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋又は土地の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第11条関係）

- 11 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を受けている者が、適用対象農地等のすべてを一定の農業生産法人に使用貸借する等の場合で贈与税の納税猶予の継続を認められるときは、徴収猶予を継続する特例措置を講ずること。（附則第12条関係）

- 12 次のとおり非課税措置等を改めること。

(一) 自動車安全運転センターが取得する業務の用に供する不動産に係る非課税措置を廃止し、当該不動産の取得が平成19年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（第73条の4、附則第11条関係）

(二) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場であつて附置義務駐車場以外のものに係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を価格の6分の1（現行4分の1）としたうえ、その適用期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第11条関係）

(三) 阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置について、必要な経過措置を講じたうえで、被災家屋の敷地の用に供されていた土地が被災市街地復興推進地域の区域内にある一定の地区にあり、かつ、当該地区内に代替家屋を取得した場合における当該代替家屋を対象を限定したうえ、その適用期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第11条、改正法附則第

4条関係)

- ㊦ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に規定する都道府県知事のあっせんにより取得する土地に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を価格の4分の1（現行3分の1）としたうえ、その適用期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第11条関係）

13 次に掲げる非課税措置等の適用期限を平成19年3月31日まで延長すること。

- (一) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻^{たん}金融機関等の営業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置（附則第10条関係）
- (二) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻^{たん}保険会社、協定承継保険会社又は清算保険会社の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置（附則第10条関係）
- (三) 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- ㊦ 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (四) 河川法に規定する河川立体区域制度による河川整備に係る事業のために使用される土地の上に建築されていた家屋について移転補償を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (五) 都市再開発法に規定する再開発事業区域の区域内の土地の所有者が同法に規定する認定再開発事業計画に係る再開発事業で当該再開発事

業により整備される公共施設の規模その他一定の要件を満たすものにより建築された建築物の敷地の用に供する土地（住宅の用に供する土地を除く。）を取得した場合における課税標準の特例措置（附則第11条関係）

- (七) 民間都市開発の推進に関する特別措置法に規定する認定計画に記載された土地の交換により隣接土地の所有者が取得する事業区域外の認定事業者が所有する土地に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (八) 鉄軌道事業者が設置する自転車駐車場で複数の階に設けられるもの等の要件を満たすものの用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (九) 一定の民法第34条の法人が取得する国立大学法人等との共同研究施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (十) 一定の投資信託により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (十一) 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (十二) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得する一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (十三) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する一定の一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (十四) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）

- (㉔) 都市再生特別措置法に規定する認定計画に係る事業区域内にある不動産の所有者が当該不動産を認定計画に基づき認定事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (㉕) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置（附則第11条の4関係）
- (㉖) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置（附則第11条の4関係）
- (㉗) 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置（附則第11条の4関係）
- (㉘) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設及びその土地に係る課税標準の特例措置等（附則第39条関係）

14 次に掲げる課税標準の非課税措置等を廃止すること。

- (㉙) 食品流通構造改善促進法の規定に基づく資金の貸付けを受けて取得する保管、生産又は加工の用に供する共同利用施設に係る課税標準の特例措置（第73条の14関係）
- (㉚) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった所有権移転等促進計画に基づき取得する一定の土地に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (㉛) 民間都市開発推進機構が取得する土地取得譲渡業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (㉜) 日本勤労者住宅協会が取得する業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）

四 自動車税

賦課期日後に、自動車の主たる定置場が一の道府県から他の道府県に変更された場合又は自動車の所有者の変更があった場合（所有者のいずれか

が法令の規定により非課税とされる場合を除く。)において、当該年度の末日に当該変更があったものとみなすものとする。こと。(第150条、第151条、第151条の2関係)

五 固定資産税及び都市計画税

- 1 外国の政府が所有する大使館等の施設の用に供する固定資産について、非課税措置の規定の整備を行うこと。(第348条関係)
- 2 文化財保護法に規定する登録有形文化財等の家屋並びに重要文化的景観等の家屋及びその敷地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準をその価格の2分の1とすること。(第349条の3関係)
- 3 被災住宅用地のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、震災等に基づく避難指示等の期間が翌年に及ぶときは、被災年度の翌年度から避難指示等の解除後3年度までの各年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用すること。(第349条の3の3関係)
- 4 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から平成19年3月31日までの間に整備したトンネルについて、固定資産税を非課税とすること。(附則第14条関係)
- 5 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準をその価格の2分の1とすること。(附則第15条関係)
- 6 水防法に規定する一定の地下街等の所有者又は管理者が水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から平成19年3月31日までの間に取得した当

該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための施設又は設備の用に供する一定の家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後5年度間はその価格の2分の1とすること。（附則第15条関係）

- 7 港湾法に規定する認定運営者が指定特定重要港湾において国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行の日から平成19年3月31日までの間に取得した港湾施設の用に供する一定の家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準をその価格の2分の1とすること。（附則第15条関係）
- 8 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から平成19年3月31日までの間に取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後5年度間はその価格の3分の2とすること。（附則第15条関係）
- 9 三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして、平成17年2月1日から平成21年3月31日までの間に取得され、又は改築された家屋について、固定資産税額から取得又は改築後4年度間はその2分の1を減額すること。（附則第16条の2関係）
- 10 三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして、平成17年2月1日から平成21年3月31日までの間に取得され、又は改良された償却資産について、固定資産税の課税標準を取得又は改良後4年度間はその価格の2分の1とすること。（附則第16条の2関係）
- 11 新たな営業路線の開業のために敷設された鉄道に係る線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象に中部国際空港の設置及び管理を行う指定会社が敷設した線路設備等を追加すること。（第349条の3関係）
- 12 小型船舶検査機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産

税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象に小型船舶用原動機放出量確認等事務に係る固定資産を追加すること。（第349条の3関係）

- 13 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、窒素酸化物発生抑制のための燃焼改善設備については課税標準をその価格の3分の2（現行2分の1）とし、ダイオキシン類の処理施設については課税標準をその価格の3分の1（現行6分の1）としたうえ、対象に揮発性有機化合物排出抑制施設を追加し、課税標準をその価格の6分の1とすること。（附則第15条関係）
- 14 公害防止用設備の優良更新代替設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（価格の2分の1）について、対象に揮発性有機化合物排出抑制施設を追加すること。（附則第15条関係）
- 15 都市緑地法に規定する緑化施設整備計画に基づき設置される一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象に同計画に基づき緑化地域等において設置される一定の緑化施設（緑化率の規制の対象となる建築物の緑化施設で規制の最低限度以下の部分を除く。）を追加し、当該建築物の緑化施設については課税標準を取得後5年度間はその価格の3分の1とするとともに、その対象資産の取得期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- 16 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象地域に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策に係る特定の地域を追加すること。（附則第15条関係）
- 17 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長する。
 - (一) 鉄道事業者等が設置する一定の自転車駐車場の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の設置期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
 - (二) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて

取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

(三) 一定の民法第34条の法人が国立大学法人等の敷地内に取得する国立大学法人等との共同研究施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

(四) 一般放送事業者が新設した一定の高度テレビジョン放送施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

(五) 電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施される高度通信施設整備事業により新設される一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設期限を平成18年5月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

(六) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に規定する特定物質に代替する物質を使用するために新たに開発され、又は著しく改良された一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

(七) 電気自動車に充電するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

(八) 一定の第三セクターが公共事業に係る政府の補助を受けて行う既設の駅の改良工事で駅周辺の都市機能の増進に資するものとして取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

(九) 離島航路事業の用に供する一定の船舶に係る固定資産税の課税標準

の特例措置について、その対象資産の新造の期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

- (ハ) 鉄道事業者等が、既設の鉄道等の駅等に係る大規模な改良工事で利用者の利便の向上に資するものにより取得した一定の停車場建物等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (ニ) 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (ホ) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業者が政府の補助を受けて取得した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (ヘ) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (ニ) 鉄道事業者等が設立した法人又は鉄道事業者等が設置した集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の設置期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (セ) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得した一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第16条

関係)

- (㉔) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設の用に供する家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の建設期限を平成19年3月31日まで延長すること。(附則第39条関係)

18 次のとおり課税標準の特例措置を改めること。

- (一) 鉄道事業者等が取得する新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成19年3月31日までとすること。(第349条の3、附則第15条関係)
- (二) 鉄軌道事業者に係る変電所の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後5年度間はその価格の5分の3(現行取得後5年度間はその価格の5分の3、その後5年度間はその価格の4分の3)とすること。(第349条の3関係)
- (三) 社会保険診療報酬支払基金が一定の業務の用に供する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の3分の1(現行6分の1)とすること。(第349条の3関係)
- (四) 自動車安全運転センターが一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の3分の1(現行6分の1)とすること。(第349条の3関係)
- (五) 流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、一部の倉庫を対象から除外したうえ、その対象資産の取得期限を平成19年3月31日まで延長すること。(附則第15条関係)
- (六) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場の用に供する家屋及び償却資産に係る

固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後5年度間はその価格の8分の7（現行6分の5）としたうえ、その対象資産の設置期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

(七) 石油以外のエネルギー資源の地域における有効利用の促進に資する一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一部の機械その他の設備については課税標準を取得後3年度間はその価格の8分の7（現行6分の5）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

(八) 電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施される信頼性向上施設整備事業により新設される一定の電気通信設備又は施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一部の電気通信設備又は施設については課税標準を取得後5年度間はその価格の6分の5（現行5分の4又は4分の3）としたうえ、その対象資産の新設期限を平成18年5月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

(九) 電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施される高度有線テレビジョン放送施設整備事業により新設される一定の高度有線テレビジョン放送施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一部の高度有線テレビジョン放送施設については課税標準を取得後5年度間はその価格の5分の4（現行4分の3）としたうえ、その対象資産の新設期限を平成18年5月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

19 阪神・淡路大震災に係る特例措置を、必要な経過措置を講じたうえで次のとおり改めること。（附則第16条の2、改正法附則第12条関係）

(一) 阪神・淡路大震災による被災住宅用地のうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の規定を適用する特例措置について、対象を土地区画整理法又は都市再開発法に規定する施行地区のうち被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域の

区域内にある一定のもの（以下「特定地区」という。）の区域内にあるものに限定したうえ、その適用期限を平成22年度まで延長すること。

(二) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した区分所有家屋に係る敷地の用に供されていた共用土地であった土地に対して課する固定資産税については、当該土地の各共有者が当該土地の持分の割合等によってあん分した額について納付する義務を負うこととする特例措置について、対象を特定地区の区域内にあるものに限定したうえ、その適用期限を平成22年度まで延長すること。

(三) 仮換地等に対応する従前の土地が被災住宅用地である場合において、当該仮換地等を阪神・淡路大震災による被災住宅用地とみなす特例措置について、対象を特定地区の区域内にあるものに限定したうえ、その適用期限を平成22年度まで延長すること。

(四) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、対象資産を当該滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地が特定地区の区域内にある場合に、当該滅失し、又は損壊した家屋の所有者が、当該特定地区の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものを取得し、又は改築した場合における、当該取得され、又は改築された家屋に限定したうえ、その対象資産の取得又は改築の期限を平成22年3月31日まで延長すること。

20 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

(一) 東京地下鉄株式会社が直接地下における鉄道事業の用に供するトンネルに係る固定資産税の非課税措置（第348条関係）

(二) 鉄道事業者等が特定の車庫の新増設をするために敷設した構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置（第349条の3関係）

(三) 化製場の設置者が取得した死亡牛の化製処理の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第15条

関係)

㊦ 飼料の製造業者が取得した飼料製造の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第15条関係）

六 特別土地保有税

1 徴収猶予制度について、次の措置を講ずること。

(一) 現行の徴収猶予期間の終期到来後新たな徴収猶予の延長期間等の合計を10年を超えない範囲内としなければならない（地方公共団体が施行する土地区画整理事業等に係る場合を除く。）こととすること。

(二) 土地区画整理事業等の施行に係る場合においては(一)により延長することができる期間内に定められている事業施行期間の終了の時まで延長することができることとするとともに、災害が発生した場合においては2年を超えない範囲内で(一)により延長することができる期間に加え1回に限り延長することができることとすること。（附則第31条の3の5関係）

2 特例譲渡に係る一定の土地の納税義務の免除の要件を譲渡をするための公募があったこととすること。（附則第31条の3の5関係）

3 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、次の措置を講ずること。

(一) 適用期限を延長すること。（附則第31の3の2、附則第31条の3の3関係）

(二) 事業計画を変更した者が再び徴収猶予の理由の変更の申出をした場合において、その変更により、徴収猶予を受けている土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させ又は特例譲渡をする予定であって、一定期間内に当該土地の所有者等による非課税土地等に係る事業が完成した場合には、当該土地の所有者等に係る納税義務を免除することとすること。（附則第31の3の4関係）

4 非課税等特別措置について、所要の措置を講ずること。（第586条、附

則第31条の2、附則第31条の2の2、附則第31条の3関係)

七 自動車取得税

- 1 平成15年又は平成16年自動車排出ガス規制に適合した自動車のうち、粒子状物質の排出量がその許容限度より75パーセント以上少ない一定の自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止すること。(附則第32条関係)
- 2 平成16年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止すること。(附則第32条関係)
- 3 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置の適用期限を平成19年3月31日まで延長すること。(附則第32条関係)
- 4 平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間に取得される一定のバス、トラック等にあつては、現行税率から100分の1を控除した率とすること。(附則第32条関係)

八 事業所税

- 1 年齢60歳以上の者に対する従業者割に係る非課税措置について、その年齢を段階的に65歳以上に引き上げること。(第701条の31、改正法附則第9条関係)
- 2 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営基盤強化計画に従って実施される経営基盤強化事業の用に供する施設に対する非課税措置を講ずること。(第701条の34関係)
- 3 次のとおり課税標準の特例措置を改めること。
(一) 多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において同意基本構想に従って整備される中核的民間施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、対象から一定の施設を除外し、事業所床面積から3分の1(現行2分の1)に相当する面積を控除することとしたうえ、その同意期限を2年延長すること。(附則第32条

の 7 関係)

- (二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する登録廃棄物再生事業者が事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、事業所床面積から 2 分の 1 (現行 4 分の 3) に相当する面積を控除することとしたうえ、その適用期限を 2 年延長すること。(附則第 32 条の 7 関係)

4 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を 2 年延長すること。(附則第 39 条関係)

5 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

- (一) 中小小売商業振興法に規定する高度化事業計画に基づき設置される施設に対する資産割の非課税措置(附則第 32 条の 3 関係)
- (二) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する認定組合等が実施する研究開発等事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置(附則第 32 条の 7 関係)

九 国民健康保険税

国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を、納税義務者間の負担の衡平を考慮して定めた一定の額とすること。(第 703 条の 4 関係)

十 その他

- 1 地方税を複数の納期限に分割して納付等する場合における端数処理の計算方法について、条例により、法定の計算方法によらないことができる措置を講ずること。(第 20 条の 4 の 2 関係)
- 2 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構及び日本司法支援センターについて、非課税等の所要の措置を講ずること。(第 72 条の 4、第 73 条の 4、第 348 条関係)
- 3 特殊法人等整理合理化計画に基づき特殊法人等が独立行政法人等に移行することに鑑み、法人住民税、法人事業税、不動産取得税、固定資産

税等について、法人の出資及び業務の内容等に応じ、当該独立行政法人等に対し、現在の特例法人等に対する非課税措置を継続する等の必要の措置を講ずること。（第73条の4、第348条、第349条の3、附則第39条の3関係）

第二 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に関する事項

大使館等の施設の用に供する固定資産に関する地方税法の規定の整備を踏まえ、必要の措置を講ずること。（第2条関係）

第三 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事項

自衛隊の使用する一定の通信施設の用に供する固定資産を国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付対象とすること。（第1項関係）

第四 所得譲与税法に関する事項

一 所得譲与税は、所得税の収入額のうち1兆1,159億円（現行4,249億円）に相当する額とし、都道府県及び市町村に対して譲与するものとする。

（第2条関係）

二 所得譲与税は、その5分の3（現行2分の1）に相当する額を都道府県に対して、その5分の2（現行2分の1）に相当する額を市町村に対して譲与するものとする。（第3条関係）

三 当分の間、所得譲与税の収入見込額の全額（現行100分の75の額）を地方交付税の基準財政収入額に算入する措置を講ずること。（第10条関係）

第五 その他

一 その他必要の規定の整備を行うこと。

二 前記第一の一の1、3、6、7及び9の改正は平成18年1月1日から、第一の三の14の(一)、四、五の18の(一)及び20の(一)並びに八の1の改正は平成18年4月1日から、第一の五の18の(二)及び(三)の改正は平成19年4月1日から、第一の三の7及び8の改正は民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する日から、第一の三の9の改正は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の三の10の改正は通訳案内

業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する日から、第一の五の4及び8の改正は都市鉄道等利便増進法の施行の日から、第一の五の6の改正は水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、第一の五の7の改正は港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日から、第一の五の12の改正は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の五の13及び14の改正は大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の七の4の改正は平成17年10月1日から、八の2の改正は中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の十の2及び3の改正は独立行政法人等の設置等の日等から、その他の改正は平成17年4月1日から施行すること。

2. 政令案要綱

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
案要綱

[平17. 3. 29 閣議決定]

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 利子割の特別徴収義務者として定めるもののうち、公社債投資信託の収益の分配の取扱いを行う者に、登録郵政公社を加えること。（第7条の4の2関係）
- 2 法人税割額から控除する外国の法人税等の額について、内国法人等に係る外国で設定された一定の信託（特定信託に類するもの）を合算課税の対象とすることを踏まえ、所要の措置を講ずること。（第9条の7、第48条の13関係）
- 3 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例制度について、特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失とみなす金額、特定管理株式の譲渡所得の金額の計算方法その他この特例の適用に関し必要な事項を定めること。（附則第18条の2関係）

二 事業税

法人の各事業年度の単年度損益及び所得割の課税標準の算定について、会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例制度に関する法人税の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。（第20条の2の11、第20条の3関係）

三 不動産取得税

- 1 既存住宅及びその土地に係る課税標準等の特例措置について、その対象となる住宅に昭和57年1月1日以後に新築された一定の住宅及び一定の地震に対する安全性に係る基準に適合することが証明された一定の住宅を加

えること。（第37条の18関係）

- 2 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置について、その対象となる事業及び家屋の細目を定めること。（附則第7条関係）
- 3 一般放送事業者が取得する高度テレビジョン放送施設の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置について、その対象となる家屋の細目を定めること。（附則第7条関係）
- 4 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が認定整備事業計画に基づき取得する認定整備事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置及び同法に規定する整備事業区域内の不動産の所有者が当該不動産を認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる認定整備事業の細目を定めること。（附則第7条関係）
- 5 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域の区域内にある不動産の所有者が、やむを得ない事情により当該整備事業区域の区域外にある不動産を取得した場合における当該不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる場合の細目を定めること。（附則第7条関係）
- 6 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律に規定する認定構想推進事業者（民法第34条の法人に限る。）が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋又は当該家屋の敷地の用に供されている土地に係る課税標準の特例措置について、その対象となる家屋の細目を定めること。（附則第7条関係）

四 固定資産税及び都市計画税

- 1 文化財保護法に規定する登録有形文化財等の家屋並びに重要文化的景観等の家屋及びその敷地に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、

その対象資産の範囲を重要文化的景観の形成に重要な家屋として文部科学大臣が定める家屋とすること。（第52条の3の3関係）

- 2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象となる地域の細目を定めること。（附則第10条の3関係）
- 3 都市緑地法に規定する緑化施設整備計画に基づき設置される一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の細目を定めること。（附則第11条関係）
- 4 民法第34条の法人が国立大学法人等の敷地内に取得する研究交流促進法に規定する国立大学法人等との共同研究施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象施設の取得期限を平成19年3月31日まで延長すること。（附則第11条関係）
- 5 鉄道事業者等が取得する新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象車両の範囲を原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であって、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとする事。（附則第11条関係）
- 6 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる事業及び資産の細目を定めること。（附則第11条関係）
- 7 水防法に規定する一定の地下街等の所有者又は管理者が取得した当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための施設又は設備の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計

画税の課税標準の特例措置について、その対象となる地下街等の床面積の要件を5,000平方メートル以上のものとする。こと。（附則第11条関係）

- 8 港湾法に規定する認定運営者が指定特定重要港湾において国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した港湾施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲から事務所、宿舍及び休憩施設の用に供する家屋及び償却資産を除外すること。（附則第11条関係）
- 9 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる者及び資産の細目を定めること。（附則第11条関係）
- 10 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得した一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、戸建以外の貸家住宅に係る床面積要件の下限を40平方メートル（現行35平方メートル）とすること。（附則第12条関係）
- 11 三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる家屋の細目を定めること。（附則第12条の2関係）
- 12 三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして、取得され又は改良された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる償却資産の細目を定めること。（附則第12条の2関係）
- 13 三大都市圏の特定市の市街化区域農地の計画的宅地化に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置について、その適用要件に区画整理会社が土地区画整理事業の施行の認可を受けた場合を追加すること。（附則第14条の5関係）

五 特別土地保有税

- 1 事業計画を変更した者が再び徴収猶予の理由の変更の申出をした場合に

における徴収猶予及び免除制度について、その申出、認定又は申請等の細目を定めること。（附則第16条の2の2、附則第16条の2の3関係）

- 2 徴収猶予の延長期間等の合計を10年を超えない範囲内とする措置について、その対象から除外する土地の細目を定めるとともに、特例譲渡に係る納税義務の免除の要件を譲渡をするための公募があったこととする措置について、その対象となる土地の譲渡の細目を定めること。（附則第16条の2の4関係）

六 軽油引取税

- 1 航空保安施設を設置し、及び管理する者が航空保安施設の電源の用途に供する軽油及び航空交通管制用通信設備を設置し、及び管理する者が航空交通管制用通信設備の電源の用途に供する軽油の引取りに対する課税免除措置を廃止すること。（第56条の2の5関係）
- 2 消防庁及び地方公共団体が消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用途に供する軽油の引取りに対する課税免除措置を講じること。（第56条の2の5関係）
- 3 夜間に臨検、搜索又は差押えをすることができる税目に軽油引取税を追加すること。（第59条関係）

七 事業所税

- 1 障害者に対する従業者割に係る非課税措置について、障害者の範囲に精神障害者を追加すること。（第56条の17関係）
- 2 一定の防火対象物に設置される避難施設等に対する資産割に係る非課税措置について、防火対象物の範囲に公共事業に伴う敷地面積の減少による既存不適格建築物を追加すること。（第56条の43関係）
- 3 公害防止施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、その対象から一般粉じん処理施設を除外するとともに、揮発性有機化合物排出抑制施設を追加すること。（第56条の53関係）
- 4 資源の有効な利用のための施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、その対象から食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

に規定する食品関連事業者が食品循環資源の再生利用の用に供する施設及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する自動車製造業者等が自動車破砕残さの再資源化の用に供する施設を除外すること。（第56条の53関係）

- 5 心身障害者多数雇用事業所に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、障害者の範囲に精神障害者を追加すること。（第56条の68関係）

八 国民健康保険税

基礎課税額の限度を53万円、介護納付金課税額の限度を8万円とすること。
（第56条の88条の2関係）

第二 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令に関する事項

国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付対象となる通信施設の用に供する固定資産についてその細目を定めること。（第1条関係）

第三 その他

- 1 所得課税と税法の一部改正に伴い、関係政令の規定の整備等を行うこと。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 3 前記第一の一の1の改正は平成17年10月1日から、第一の一の3の改正は平成18年1月1日から、第一の三の4及び5の改正は民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する日から、第一の三の6の改正は通訳案内業及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する日から、第一の四の2及び9の改正は都市鉄道等利便増進法の施行の日から、第一の四の7の改正は水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、第一の四の8の改正は港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日から、第一の四の13の改正は民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の七の1及び5の改正は障害者の雇用の促進等に

関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、第一の七の二の改正は建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の七の三の改正は大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日から、その他の改正は平成17年4月1日から施行すること。

3. 附帯決議

(1) 地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平17. 3. 8 衆議院総務委員会]

政府は、地方自治体への税源移譲こそが地方財政の自立に向けた改革の出発点であることにかんがみ、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点に立って、3兆円の税源移譲はもとより、国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直すことによって地方税源の充実確保を図り、もって、地方が自らの判断と自らの財源によって創意工夫に富んだ地域づくりを行える個性豊かで活力に満ちた地域主権型社会への転換を図ることについて十分配慮すべきである。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平17. 3. 17 参議院総務委員会]

政府は、国民がゆとりと豊かさを実感できる個性と活力に満ちた地域主権型社会への転換を図ることができるよう、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方税は地方公共団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権改革の進展に対応し、課税自主権を尊重しつつ、地方が自らの判断と財源によって創意工夫に富んだ地域づくりを行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、税源移譲を含め国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直し、地方税源の拡充強化を図ること。

二、地方への税源移譲については、税源偏在の少ない安定的な地方税体系を確立する方向で改革を進め、地方公共団体の裁量権・自主判断権を拡充すること。また、適正な徴収を確保するための体制整備に努めること。

三、税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

(参考)

1. 平成16年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例
に関する法律案要綱

[平成17. 2. 8 衆議院財務金融委員会]

一 所得税及び法人税の臨時特例

平成16年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等について、税制上次の軽減措置を講ずるものとする。

1 個人が交付を受ける同交付金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。 (第1条関係)

2 農業生産法人については圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受ける同交付金等については、交付を受けた後2年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。 (第2条関係)

二 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行するものとする。 (附則第1項関係)

2 平成2年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律その他の四法律を廃止するものとする。 (附則第2項関係)

2. 平成16年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令案要綱

[平成17.2.10 閣議決定]

1 法人税の特例に関する事項

平成16年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、農業生産法人が圧縮記帳の特例の適用を受ける場合の手続きの細目として、次につき規定を設けることとする。

- (1) 圧縮記帳の経理の方法（第1条関係）
- (2) 水田農業構造改革交付金等の交付を受けた日の属する事業年度内に固定資産の取得又は改良をしなかった場合の特別勘定の設定及びその処理の方法（第2条関係）

2 施行期日等

- (1) この政令は、公布の日から施行することとする。
- (2) 平成2年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律等の廃止に伴い、これらの法律に基づく政令を廃止することとする。

二 税制改正関係法案等の審議経過

〔第162回国会（通常国会）〕

会期：17.1.21～17.6.19

区 分	内 閣		国 会 提 出	衆 議 院				参 議 院				公 布				
	次 官 会 議	閣 議		趣 旨 説 明	委 員 会	提 案 理 由	付 託	提 案 理 由	付 託	提 案 理 由	審 査 月 日	会 議 日	本 会 議 可 決	月 日	番 号	
法 案 名 等																
所得税法等の一部を改正する 法律案	2/3	2/4	2/4	2/15	※1 2/15	2/22	2/23, 25, 28, 3/1, 2	(議) 3/2	3/9	※2 3/9	3/15	3/15, 18, 22, 28	(議) 3/28	3/30	3/31	21
地方税法等の一部を改正する 法律案	2/7	2/8	2/8	2/15	(議) 2/15	3/2	3/2, 3, 8	(議) 3/8	3/11	(議) 3/11	3/15	3/17	(議) 3/17	3/18	3/25	5
平成17年度税制改正の大綱	12/19	12/20														
平成17年度税制改正の要綱	1/14	1/17														
参	(内閣意見)		2/7	2/8	(議) 2/8	2/8		2/8	-	2/8	2/8		2/8	2/9	2/18	2
				12/24	1/21	1/21	1/28	(基本)2/2, 3, 4 (集中)2/8, 14, 21 (一般)2/7, 8, 10, 15, 16, 17, 18, 22, 24, 3/1 (公議会)2/23, 24 (分科会)2/28 (補正)3/2	3/2	1/21 財政 演説	2/1	(基本)3/3, 4 (一般)3/7, 8, 9, 11, 14, 16, 17 (公議会)3/15 (集中)3/10, 17, 22 23 (委嘱)3/18 (補正)3/23	3/23	3/23		成立
考	平成17年度予算案															

※1 財務金融委員会、※2 財政金融委員会

区 分	内 閣	国 会		衆 議 院				参 議 院				公 布	
	次 官 会 議	閣 議	提 出	趣 旨 説 明	付 託	提 案 理 由	審 査 月 日	委 員 会	可 決	本 会 議 可 決	趣 旨 説 明	月 日	番 号
法 案 名 等													
租税特別措置法の一部を改正する法律案	(内閣意見) 11/25 11/24 事後		11/24	—	(議) 11/24	11/24		11/24	11/24	11/25	—	12/8	157